

9 農作物被害防止施設の設置

1 事業の内容

防風設備 など

2 事業実施主体

市町、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業公社、土地改良区、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、その他農業者の組織する団体等

3 事業採択要件、共同利用機械・施設の基準等

受益農家は、原則として5戸以上

産地構造改革計画及び経営改革計画が策定され、農林事務所長が受理していること

1団地の受益面積は、概ね1ha以上

防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われること

上限事業費は、原則として41,970千円/ha

主たる受益地は、原則として農業振興地域の農用地区域であること



4 補助率

事業費の1/2以内

5 達成すべき成果目標基準(主なもの)

採択は成果目標と現況値からなる「配分基準」等に応じて得られるポイントの高い順。配分基準は事業内容ごとに設定された中から2つまで選択する。

(配分基準の例)

全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品の割合を1ポイント以上増加

全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加

全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加

全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加

秀品その他品質の上位規格品の割合が、事業実施前5カ年の被害発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い

10a当たりの収量が、事業実施前5カ年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い

目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減

果樹収穫共済の加入率が県平均以上又は平均以上となることが確実と見込まれること

< 問い合わせ先 >

静岡県 農林事務所 (課)

電話： - - - 、FAX： - - -

静岡県経済産業部農林業局みかん園芸課

電話：054-221-3299、FAX：054-221-1351

詳細については<問い合わせ先>にお問い合わせください。